

※法律等は随時変更されますので、実行時には必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの場合は、○年○月号No.○というように番号でお問い合わせ下さい。

## 1 技能実習制度が廃止の見通し



公布/施行日：未定



法案  成立済  施行済



外国人技能実習法、出入国管理法

技能実習制度が廃止される見通しとなった。技能実習制度は本来人材育成を通じた国際貢献を目的としているところ、事実上人材確保の手段として活用されていることが課題とされている。これを受け、政府の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」より、技能実習制度を「発展的に解消」し、「育成就労制度（仮称）」として新たな制度とする方向性が提言された。

現在技能実習生を受け入れている企業で、新制度の受入対象分野≠特定技能の設定分野に該当しない企業は、外国人雇用の機会が減ることとなる。特に人材確保の一環として技能実習制度を活用していた実態のある企業においては、人材確保の代替案が必要となる。また、転籍/転職が一定要件のもと可能になるため、受け入れ企業への定着率が低下する恐れがある。現在のところ具体的なスケジュールまでは決まっていないものの、有識者会議での提言を受け、2024年中に国会での法案審議/可決を経て施行まで至る可能性がある。

【有識者会議HP】 [https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html)

【最終報告書（概要）】 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001407012.pdf>

## 2 改正個人情報保護法の対応状況



施行日：2023年4月1日



法案  成立済  施行済



個人情報保護法

2023年4月1日より、改正個人情報保護法が施行されている。この改正により、国、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体等においてこれまで別々の法律や条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われると共に、個人情報保護法の所管は個人情報保護委員会が実施することとなる。個人情報保護法は営利・非営利、法人・個人事業主を問わず個人情報を取り扱う事業者全てが適用を受ける。

なお、この個人情報保護法について個人情報保護委員会が2023年3月に実態調査結果を公開している（調査期間：2023年1月18日～2月28日、国内中小規模事業者から3万社を無作為抽出。回答数は4,688件）。これによると改正法への対応状況は、対応済または対応予定の企業は約25%に留まり、約70%（※）が対応に消極的、または対応に苦慮していることが窺える。

仮に改正法に対応出来ていない場合、刑事罰の対象となる。法定刑は内容により、義務に違反した個人に対して最大で1年以下の懲役または100万円以下の罰金、法人に対しては1億円以下の罰金となっている。また、個人情報の漏洩により不利益を被った被害者への民事的な損害賠償が必要となることが考えられる。

【個人情報保護委員会】 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#:~:text=%E3%81%8A%E5%BD%B9%E7%AB%8B%E3%81%A1%E3%83%84%E3%83%BC%E3%83%AB>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、[jinjic@attax.co.jp](mailto:jinjic@attax.co.jp) まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。